

## [事案 23-102] 契約存在確認請求

・平成 23 年 8 月 31 日 不受理決定

### <事案の概要>

昭和 52 年頃、相手方会社との間で生命保険契約を締結したが、会社は昭和 57 年 4 月に契約申込書を偽造し、既に参加していた契約を消滅させ、不当に本件契約を成立させた。この事実を保険会社に確認すると、昭和 57 年 4 月以前の契約が存在していれば会社のコンピューター等にその記録がないはずがなく、記録がないのは契約が存在していないからと言う。

上記の保険会社の行為は保険業法違反であり、昭和 52 年から同 57 年までに生命保険契約が存在していたことの確認を求める。

### <不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、以下のとおり判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 第 1 項(9)に基づき、申立てを不受理とした。

- (1) 裁定審査会は、保険契約者等の保険契約上の法律上の権利を保護する為の機関であり、申立に当たっては、具体的な権利の存在を主張しなければならないところ、申立人の請求は、「契約関係の存在の確認」を求めるというものであり、具体的に確認を求める契約の特定がなされていないことから、確認をする対象が不明であり、申立てに対する判断をすることはできない。
- (2) 申立ての契約は、「昭和 52 年から同 57 年まで」契約が存在していたと記載されていることから、既に消滅した契約であると推定されるが、過去の契約関係であっても、確認を求める利益（法的利益）が存在するならば、審査の対象となることもあり得るものの、申立書の記載ではこの確認の利益が不明である。